

九州大学教授会通則

平成16年度九大規則第8号
制定：平成16年4月1日
最終改正：令和3年4月27日
(令和3年度九大規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)第31条第2項の規定に基づき、教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 各学部の教授会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 研究院の所属で当該学部の教育研究又は附属教育研究施設を担当する教授

(2) 病院の所属で学部の教育研究を担当する教授

2 各学府の教授会の構成員は、当該学府の教育研究を担当する教授とする。

3 各研究院の教授会の構成員は、当該研究院所属の教授とする。

4 基幹教育院の教授会の構成員は、基幹教育院所属の教授とする。

5 各附置研究所の教授会の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

6 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所(以下「国際研究所」という。)の教授会の構成員は、国際研究所所属の教授とする。

7 情報基盤研究開発センター(以下「センター」という。)の教授会の構成員は、センター所属の教授とする。

8 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の審議事項等)

第3条 教授会は、総長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして総長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び教授会が置かれる部局の長(以下この項において「総長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代議員会等)

第7条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(次項において「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会の議を経て当該部局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第246号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第40号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第14号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第32号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第50号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第41号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第14号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第83号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第3号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。